

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和6年4月24日

長野県上伊那広域水道用水企業団
 企業長 白鳥政徳



記

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事
- (2) 箇所名 箕輪浄水場 天日乾燥床
- (3) 概要 「工事設計書」のとおり
- (4) 期間 契約日から令和6年8月30日
- (5) 支払条件 ア 前金払 有
イ 部分払 有

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

(1)入札参加資格(共通)	○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ○長野県が行う入札参加停止措置を受けていない者であること。 ○公告日現在の長野県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されたものであること ○長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者であること。(3か月以内)
(2)入札参加資格業種及び区分	機械器具設置 AまたはB
(3)配置予定技術者に関する要件	主任技術者を配置できること
(4)建設業の許可に関する要件	「機械器具設置工事」を有していること

3 入札手続等

手続等	期間、期日及び期限	場所
設計図書の閲覧(入手)	令和6年4月24日(水)から 令和6年5月10日(金)まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
設計図書等の入手方法	同上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
質問書の受付 (質問書は様式第2号 を使用してください。)	令和6年4月24日(水)から 令和6年4月30日(火)まで 午後5時まで (土日、祝日を除く)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス kamiinaw@d7.dion.ne.jp

回答の閲覧期間	令和6年4月24日(水)から 注)2のとおり (最終回答期限) 令和6年5月2日(木)まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
入札書等の提出開始日 及び提出期限	①入札書等提出開始日 令和6年5月10日(金) 注)3のとおり ②入札書等提出期限 令和6年5月10日(金) 午後5時15分 注)4のとおり ※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る	(提出先) 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
開 札 日	令和6年5月13日(月) 午前9時15分から 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	令和6年5月20日(月)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

- 注1 閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成18年企業団条例第3号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
- 3 質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 郵送、持参にかかわらず、「8 外封筒及び中封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 入札結果等は、ホームページに掲載します。

4 地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格)の適用の有無
この入札は、最低制限価格を設けます。

5 落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 入札参加資格要件審査は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く)に、指示のあった入札参加資格要件審査書類を提出してください。
- (3) 落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して3日以内(休日を除く)に行い、ファクシミリまたは電話で連絡します。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適合通知書(以下「不適合通知書」という)により通知します。
不適合通知書を受領した者は、その通知の発送日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)に、書面により、入札参加資格要件を満たしていないことの原因について説明を求められます。
説明を求めた者へは、書面を受領した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く)に、書面により回答します。

6 その他

- (1) 工事費内訳書については、「工事(業務)費内訳書の提出について」をご覧ください。
- (2) 開札に立会う必要はありませんが、立会う場合には開始時刻までに入室ください。
- (3) 「企業団建設工事に係る一般競争入札(事後審査方式)入札心得」をご覧ください。

7 入札担当(問い合わせ先)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2 1 3 4-3 2
長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
電話 0265-79-1131 庶務係

8 外封筒及び中封筒貼付け用紙

(点線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。)

〒399-4601
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2 1 3 4-3 2

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 行き

入札書等提出期限 令和6年5月10日(金)

開札日 令和6年5月13日(月)

工事名 令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事

箇所名 箕輪浄水場 天日乾燥床

商号又は名称

担当者名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(FAX番号)

9 入札用封筒受付票

(入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。)

入 札 用 封 筒 受 付 票

開札日 令和6年5月13日(月)

工事名 令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事

箇所名 箕輪浄水場 天日乾燥床

商号又は名称

受付印

工 事 設 計 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

事業名 上伊那水道用水供給事業

令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事

金抜設計書

個所名 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場内 天日乾燥床 種別

設 計 大 要

施工
期間

契約日 から
令和6年8月30日 まで

施 工
方 法

- ・既存洗滌砂 移動・敷均し 1式 (No.7→No.2)
- ・集水管改修 1式 (No.7)
- ・新規洗滌砂 搬入 1式 (No.7)
- ・新規洗滌砂 敷均し 1式 (No.7)

起 工 理 由

経年劣化しているNo.7天日乾燥床洗滌砂、集水管、砕石を新規のものに入れ替える。

既存洗滌砂は新規洗滌砂搬入時のスロープ分以外はすでに撤去済み。

新規洗滌砂の搬入完了時に残存洗滌砂はNo.2号池へと移動・敷均しを行い補充洗滌砂とする。

金 円

工 事 費	円
消費 税 相 当 額	円
計	円

変 更 請 負 算 出

_____ × _____ = _____

	当 初	変 更	変 更 増 額
設 計 額			
契 約 額			
消 費 税 相 当 額			
計			

工 事 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
直接工事費								
			既存洗滌砂 移動・敷均し No.7→No.2	式	1			明細書第1号表
			集水管改修 No.7	式	1			明細書第2号表
			新規洗滌砂搬入 No.7	式	1			明細書第3号表
			新規洗滌砂敷均し No.7	式	1			明細書第4号表
						直接工事費 計		
間接工事費								
			共通仮設費	式	1			
			(純工事費)					
			現場管理費	式	1			
						間接工事費 計		
工事原価								
一般管理費等				式	1			
工事価格								
消費税相当額				式	1			
本工事費計								

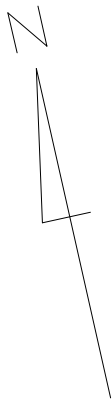
バックホウ運転(第1次)		1供用日(3.83H)		当 単 価 表				第1号表	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)					人	1.00			
燃料費	軽油				L	24.01			
機械損料					供用日	1.00			
諸雑費					式	1			
計									1供用日当たり
									1H当たり
ダンプトラック運転		1供用日(4.61H)		当 単 価 表				第2号表	
[オンロード・ディーゼル]4t積									
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)					人	1.00			
燃料費	軽油				L	26.78			
機械損料					供用日	1.00			
タイヤ損耗費	ダンプトラック4t 普通				供用日	1.00			
諸雑費					式	1			
計									1供用日当たり
排水溝掘削工		1m ³		当 単 価 表				第3号表	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役					人	1.9			
普通作業員					人	5.0			
バックホウ運転					時間	11.1			
諸雑費					式	1			
計									100m ³ 当たり
									1m ³ 当たり
砕石基礎工		1m ³		当 単 価 表				第4号表	
名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単粒度砕石4号	ロス率0.2	1*(1+0.2)			m ³	1.2			
砕石基礎設置工	機械施工				m ³	1			
計									1m ³ 当たり

令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事

図 面

番号	図 面 名
1	案内図
2	平面図(既存洗滌砂移動・敷均し)
3	断面図(既存洗滌砂移動・敷均し)
4	平面図(集水管改修)
5	断面図(集水管改修)
6	平面図(新規洗滌砂搬入・敷均し)
7	断面図(新規洗滌砂搬入・敷均し)

箕輪浄水場 (斜線部・・・工事箇所)



伊那西部広域農道

県道203号

県道88号

国道153号

中央自動車道

伊北
IC

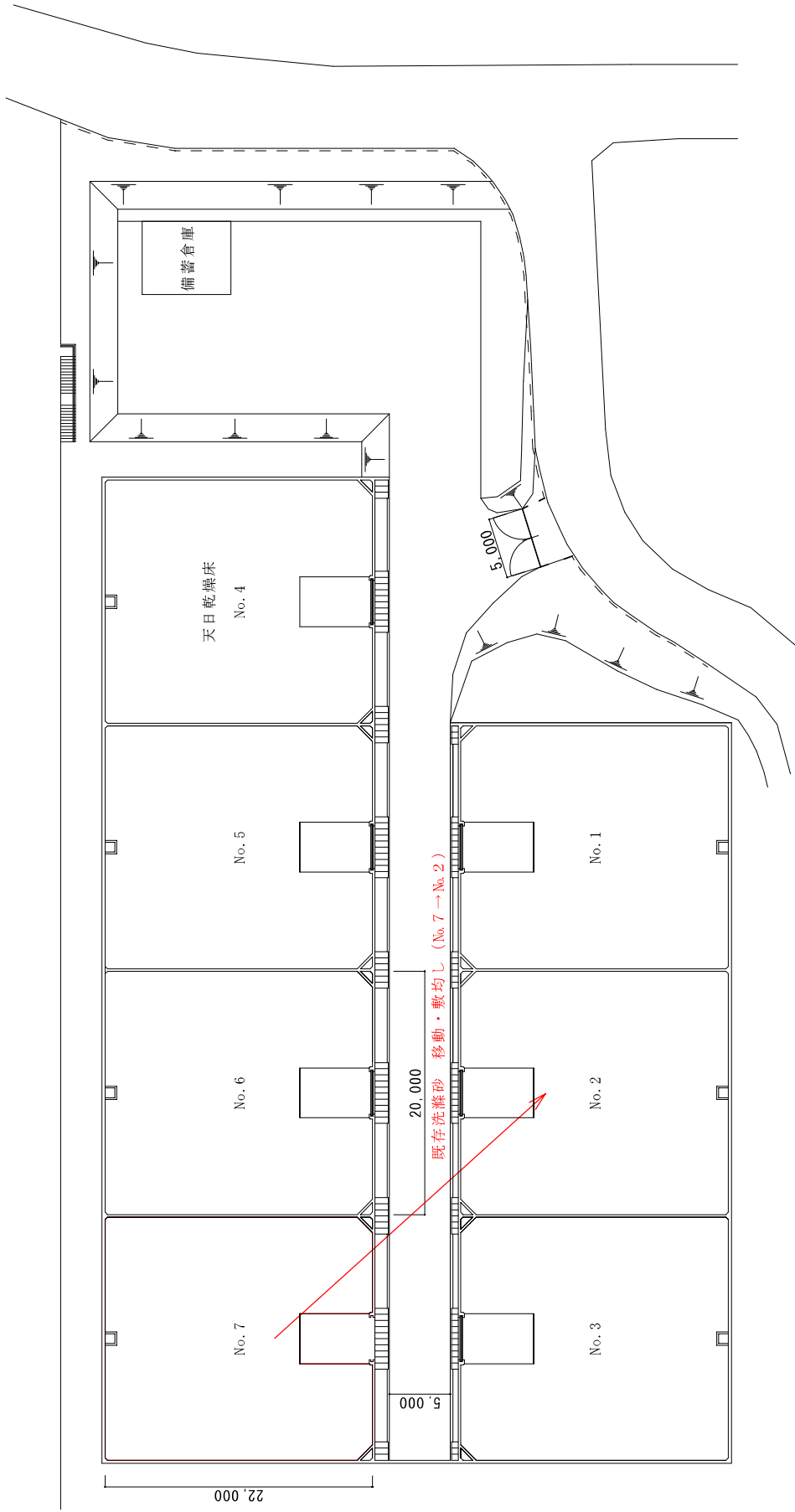
国道153号

沢駅

飯田線

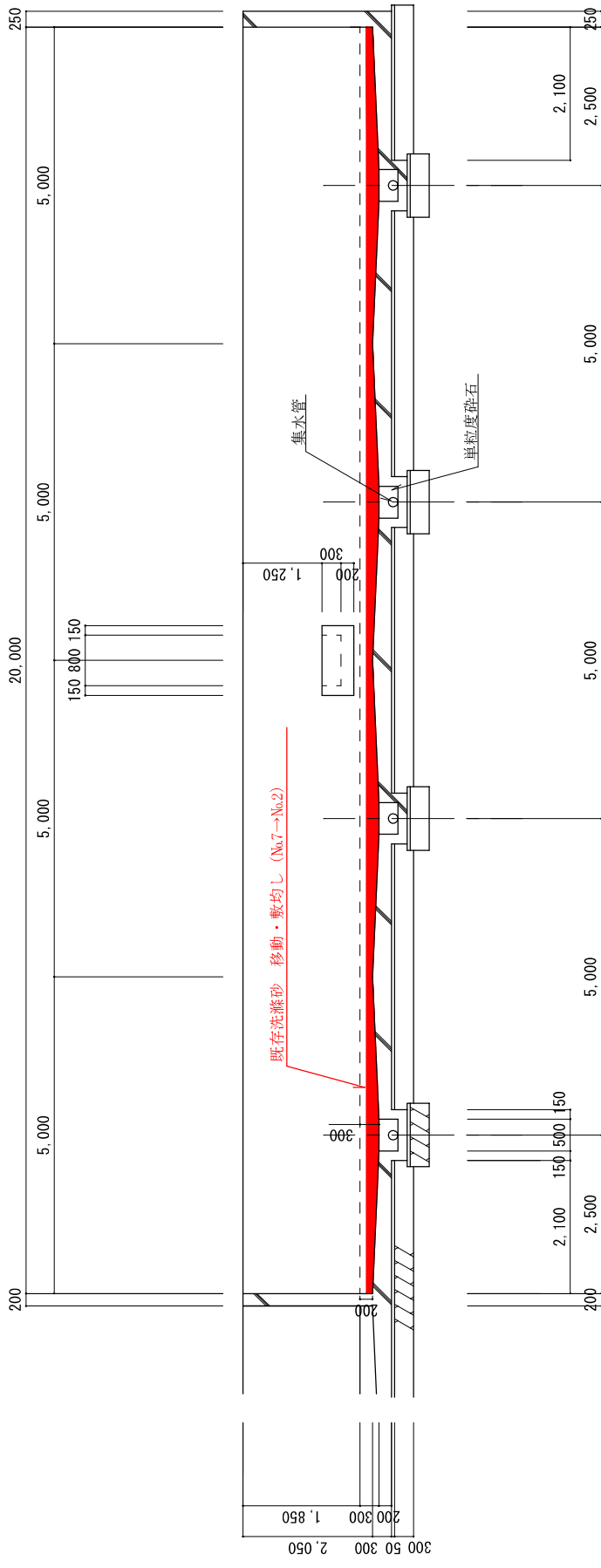
県道206号

工 事 名 称	令和6年度 No.7 日乾燥床整備工事	案内図
尺 度	NONE	図面番号
		1



工事名	令和6年度 No. 7天日乾燥床整備工事	図面名	平面図 (既存洗滌砂移動・敷均し)
尺度	NONE	図面番号	2

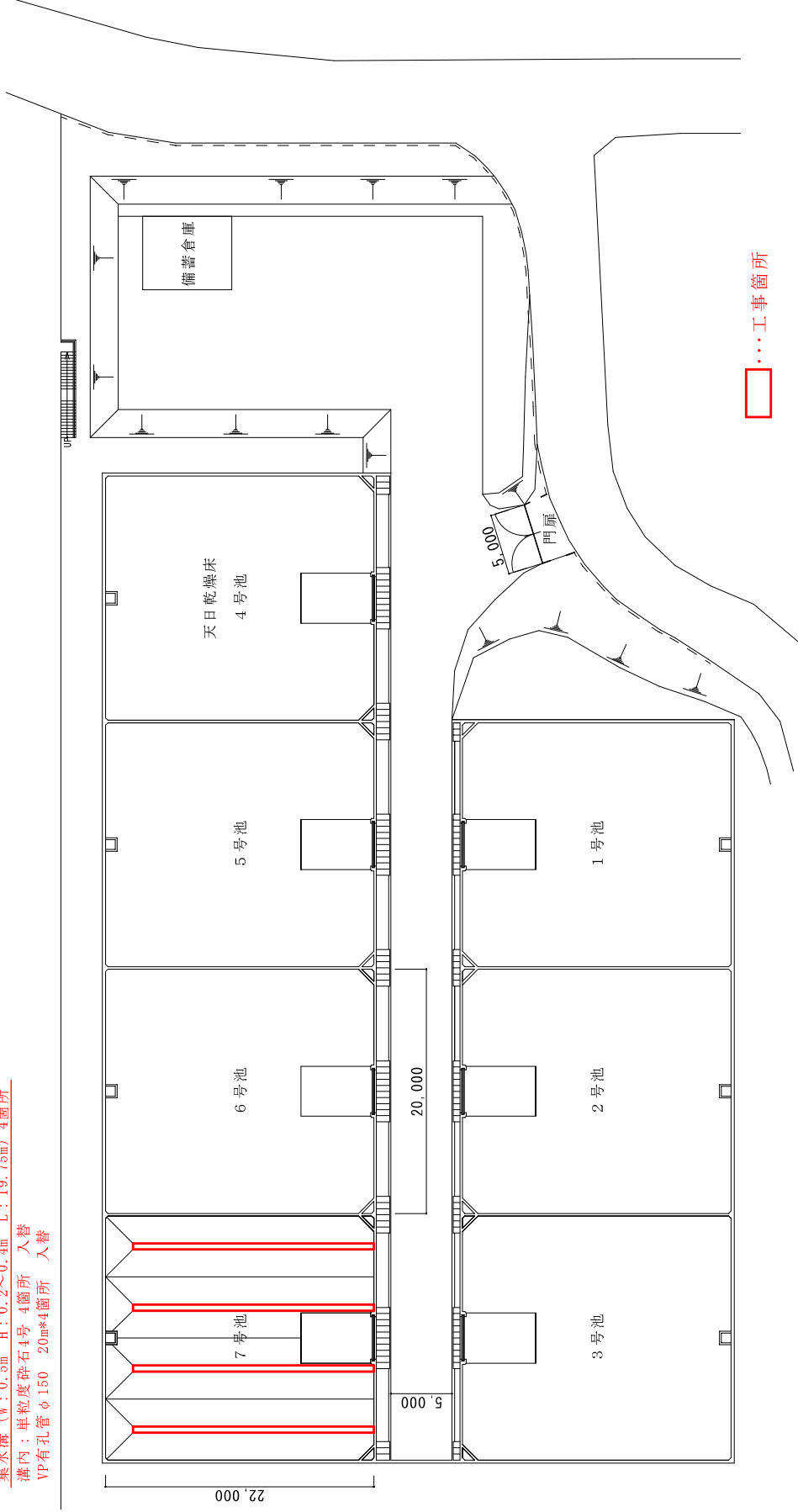
天日乾燥床 No. 7



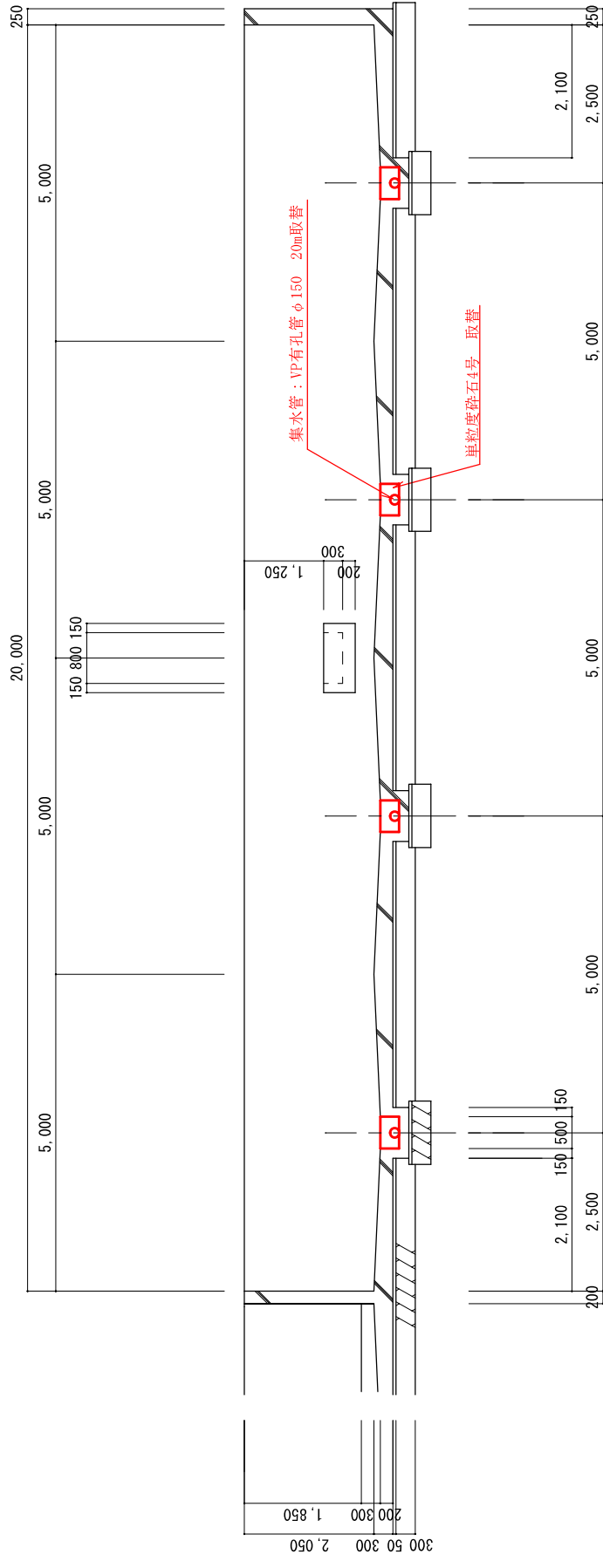
工 事 名 称	令和6年度 No. 7天日乾燥床整備工事	区 画 名	断面図 (既存洗滌砂移動・敷均し)
尺 寸	NONE	図 面 番 号	3



集水溝 (W: 0.5m, H: 0.2~0.4m, L: 19.75m) 4箇所
 溝内: 単粒度碎石4号 4箇所 入替
 VP有孔管 φ150 20m*4箇所 入替

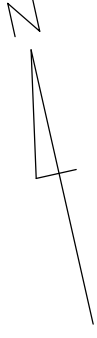


工 事 名 称	令和6年度 No. 7天日乾燥床整備工事	平 面 名	平面図(集水管改修)
尺 寸 度	NONE	図 面 番 号	4



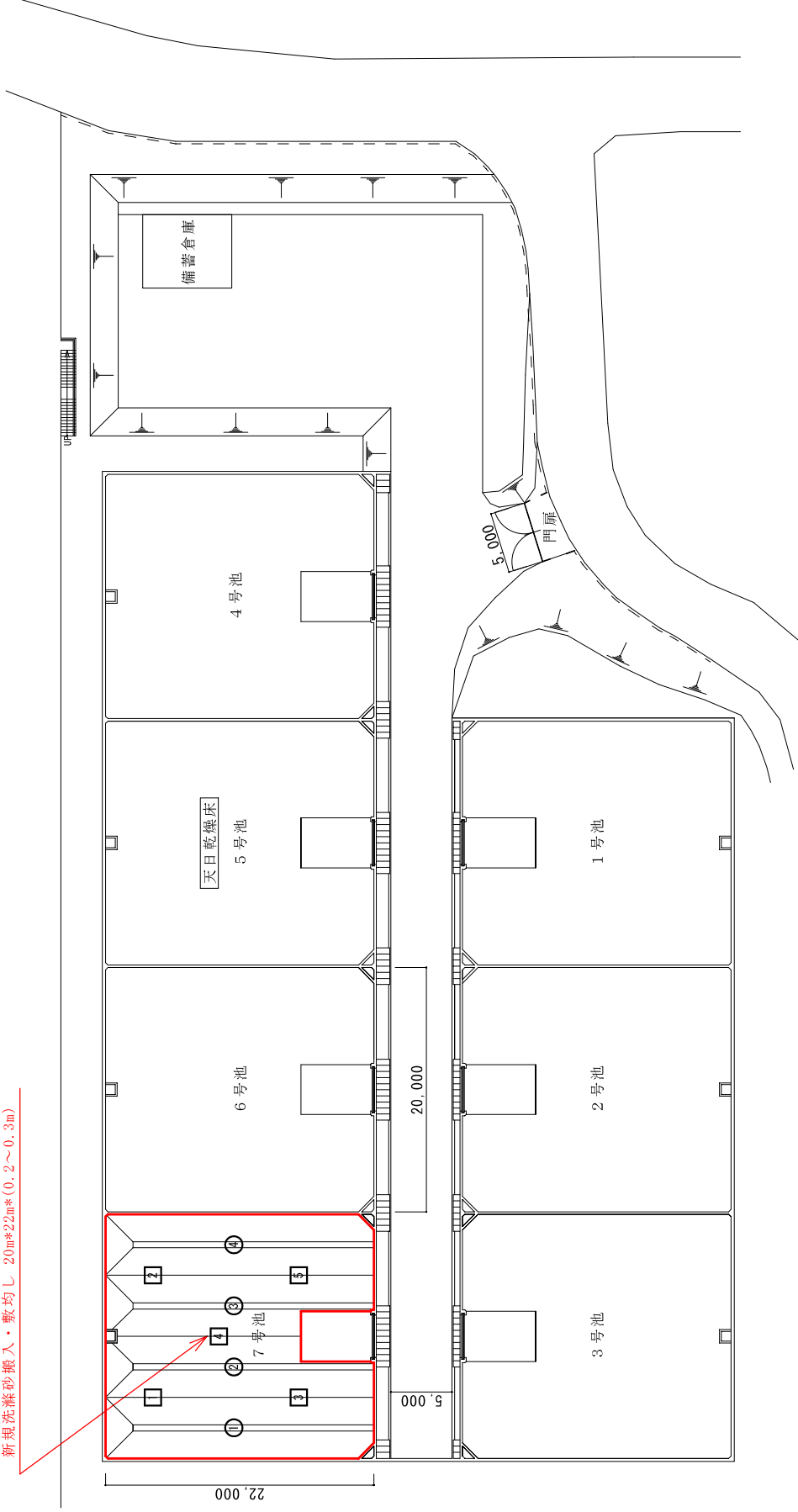
□...工事箇所

工 事 名 称	令和6年度 No.7 天日乾燥床整備工事	区 画 名	断面図(集水管改修)
尺 寸 度	NONE	区 画 番 号	5

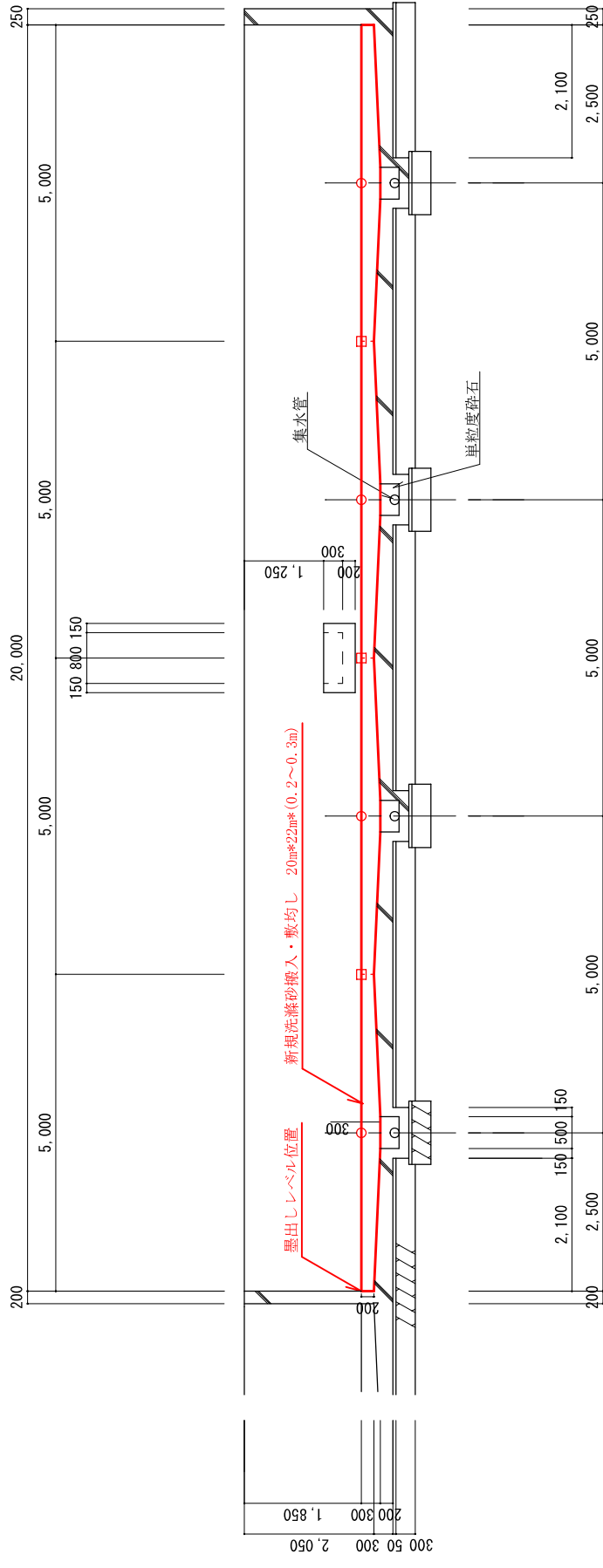


- … 勾配下部測点 (砂厚300mm以上) □ … 勾配上部測点 (砂厚200mm以上)
- … 工事箇所

新規洗滌砂搬入・敷均し 20m*22m*(0.2~0.3m)



工事名	令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事	図面名	平面図(新規洗滌砂搬入・敷均し)
尺度	NONE	図面番号	6



- ... 工事箇所
- ... 勾配上部測点 (砂厚200mm以上)
- ... 勾配下部測点 (砂厚300mm以上)

工 事 名 称	令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事	断 面 名	断面図(新規洗滌砂搬入・敷均し)
尺 寸 度	NONE	図 面 番 号	7

令和6年度

No.7 天日乾燥床整備工事

仕 様 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

第1節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「甲」という。）が発注する「令和6年度 No.7天日乾燥床整備工事」に適用する。仕様書に定めのない事項は「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」で定めるものとする。

2. 施工期間

契約日より令和6年8月30日まで

3. 工事概要

本工事の概要は、No.7天日乾燥床内の経年劣化した洗滌砂、集水管、砕石等を新たなものに入れ替える工事である。あわせて現在床内に残置している既存洗滌砂については、No.2天日乾燥床へとそれぞれ移動と敷均しを行う。（既存洗滌砂上部の汚れた砂については前年度で処分済み。）

4. 関係法令の遵守

- 1) 請負者（以下「乙」という。）は、甲の建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法、消防法及びその他の関係法令並びに関係官公庁の許可条件その他諸法令・法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
- 2) 工事期間中、乙の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責の一切について乙が負うこととする。

5. 疑義の解釈

- 1) 本工事の設計図書に関して疑義や不明な点がある場合、入札（見積）前の質疑応答書をもって事前に確認しておかなければならない。
- 2) 設計図書に疑義を生じた場合の解釈や本工事施工細目については甲の解釈を基本とする。
- 3) 設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符合しない事項があるときは、協議を受けて甲が定めるものとする。ただし、明示がないものであっても、当然必要と認められるものについては乙の責において施工しなければならない。

6. 書類の提出

乙は、指定の期日までに甲の定めた様式による書類を提出しなければならない。

また、承諾行為に類する図書等については、設計図書に従い十分に現場実測・関連工事との調整を行った上、甲の監督員（以下「監督員」という。）と協議し、事前に承諾を得るための資料を必要な部数提出すること。

7. 関係官公署等に対する手続き

- 1) 工事施工のために必要となる関係官公署等に対する手続き・交渉を要する場合、乙が遅滞なくこれを行い、各関係機関と連絡を保たなければならない。なお、これに要する費用に関しては乙が負担すること。
- 2) 乙は、その都度状況を監督員に報告しなければならない。

8. 施設の保全

本工事は責任施工とするもので、乙の責に帰すべき施工中の事故損傷等が発生したとき、または既設構造物・機器等に汚染及び損傷等を与えたときは、乙は無償で甲の指定する期間内にこれらを回復しなければならない。

9. 準拠すべき図書・関連規程等の適用

工事は原則として下記に掲げる図書・関連規程等に準拠して行うこと。これら以外の図書に準拠する場合、あらかじめ監督員に協議し承諾を受けなければならない。

- 1) 労働安全衛生法
- 2) 日本工業規格 (JIS)
- 3) 日本水道協会規格 (JWWA)
- 4) その他関連法令、条例及び規格

10. 事前調査

乙は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分実状を把握した上で工事にあたらなければならない。

11. 技術員派遣

乙は工事にあたり、技術員及び特殊技術を要する作業等については、熟練者を派遣してこれにあたらせなければならない。

12. 設計変更

工事施工の結果、数量並び材質に差異を生じた場合、監督員との協議承諾をもって請負率による設計変更を行う。ただし、協議が無いものや軽微な変更についてはこれを行わないものとする。

13. 打合せ会議

乙は、監督員が主催する工程、設計及び検査等の打合せ会議に必ず出席しなければならない。

第2節 材料

1. 規格

使用材料は全て日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）等に適合していなければならない。

2. 数量

設計書に明示している数量は参考とし、数量に変更が生じた場合は監督員と協議の上、必要により設計変更の対象とする。なお、乙の起因による変更や複合工費等にかかる費用については変更の対象とはしない。

第3節 施工

1. 一般事項

乙は、工事の進捗状況について注意し、予定している工事工程と比較検討して工事の円滑な進行を図らなければならない。

2. 写真撮影

- 1) 乙は、監督員の指示に従い、工程順に整理編集した上で提出しなければならない。
- 2) 工事写真について次の事項については必ず撮影すること。
 - (1) 着手前と完成後（同位置で撮影）
 - (2) 工事工程ごとの記録
 - (3) 完成後、外面から明視できない材料及び出来形寸法等の記録
 - (4) 設計に基づいた施工を証明する記録
 - (5) 施工に伴い第三者に与えた被害または損害等の記録
- 3) 工事写真は、工事名、工事箇所、請負業者名、撮影内容を記載した銘板を使用して撮影すること。

3. 特許権の使用

施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている工法等を使用する場合、乙はその使用に関し一切の責を負わなければならない。

4. 仮設物

- 1) 乙は、工事施工に必要な現場事務所、材料置場等の仮設物を設ける場合、設置場所、概要、その他について事前に監督員と協議し承諾を受けなければならない。
- 2) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所等は、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めに従い防火構造又は不燃材等で覆い消火器を設置すること。
- 3) 工事用足場等を設ける場合、堅牢かつ安全に設け安全維持に注意すること。
- 4) 前記の仮設物等に要する費用についてはすべて乙の負担とする。

5. 軽微な変更

- 1) 工事施工中、構造物等の関係で発生する軽微なる変更は、承諾函を提出し監督員に説明の上、承諾を得て行わなければならない。ただし、この場合においては請負金額の増減は行わない。
- 2) 仕様書に記載のある内容を変更する場合、監督員に変更理由及び性能等についての資料を提出し、承認を得た場合のみ変更することができる。

6. 他工事との取り合い

乙は、他工事との取り合いについて連絡を密にして相互に協力し、施工上の取り合い、納まり等に支障を来すことのないよう十分注意しなければならない。

7. 既存施設との取り合い

本工事の承諾函作成及び工事施工時には、土木、建築、機械、電気の既存施設を十分調査し、完成後の運転に支障を来すことのないよう十分配慮しなければならない。

8. 安全衛生管理

乙は、工事従事者の安全と健康に配慮し、工事を期限内に無事故で完成する方針の基に安全衛生管理を推進すること。推進にあたっては労働基準法、労働安全衛生法、その他関係規則等を遵守し、作業の安全が十分に確保されるよう最善を尽くすこと。また、安全衛生管理組織表を提示の上、作業員に周知徹底を行い、安全な作業を実施すること。

9. 下請負

乙は、受注した工事を一括して下請負に付してはならない。また、下請負人に関する責の一切を負い、下記要件を満たすことを確認しなければならない。

- 1) 工事の施工に対し、乙が総合的に指導及び調整すること。
- 2) 下請負人は当該下請工事の施工能力を有すること。
- 3) 下請負契約を締結する際は、用水受水市町村（伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村）内の事業者から選定するよう努めること。
- 4) 資材の調達にあたっては、用水受水市町村（伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村）の取扱い事業者から購入するよう努めること。また、グリーン購入推進に努めること。

10. 施工の点検及び立会い

- 1) 施工後に検査が不可能もしくは、困難な工事、または調合等を要する場合で監督員の指示するものについては監督員の立会いを受けること。
- 2) 各工事は、それぞれの工程において監督員の点検を受けるものとする。

11. 障害物の取扱い

工事中、障害物の取扱い及び取壊し等の処置については、監督員の指示または承諾を受けなくてはならない。

12. 工事対象物の管理業務

工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任は乙にあるものとする。

13. 特記事項

敷均しにあたっては、床内擁壁に設計砂高の墨出し等を行い、数量や施工の管理を行う。また、写真については、墨出し等を行った床内4辺と測点①～⑧および①～⑥（図面参照）において、敷き均した砂高をスタッフ等で明示して写真撮影を行うこと。

第4節 検査

1. 工事の施工に伴い、次のとおり検査を行う。

- (1) 搬入検査
- (2) 施工確認
- (3) しゅん工検査

2. 搬入検査は、工事に使用する工具、材料について、仕様、品質、数量等について監督員が行う検査である。

3. 施工確認は、工事の進捗に従って監督員が行う検査である。また、工事完了に伴う施工確認（下検査）は、工事最終工程の終了時に全般にわたり施工状況を確認する。

4. しゅん工検査は、工事完了後、しゅん工届が受理された日から起算して14日以内に甲検査員が実施する。検査内容については、施工状態等の検査及び設計図書等に基づく仕様、性能の確認検査並びに工事写真、打合せ議事録、完成図書等についての書類検査を行う。

第5節 提出書類

1. 工事に必要な提出書類は次のとおりとし、提出先は監督員とする。

- (1) 出荷証明書（納品書） 1部
- (2) 施工協議書 1部（必要に応じて）
- (3) 工期延長申請書 1部（必要に応じて）
- (4) しゅん工届 1部
- (5) 完成図書 1部

2. 完成図書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 出荷証明書（納品書）洗滌砂、単粒度碎石共
- (2) 工事施工協議書
- (3) 工事写真
- (4) 試験結果報告書（ふるい分け試験、密度及び吸水率試験）
- (5) マニフェストの写し（既存集水管・碎石等の廃材処理）
- (6) その他必要な書類

第7節 保証期間

保証期間は、しゅん工検査完了日から二年間とする。

万一、保証期間内に乙の責に起因する事故等が発生した場合、乙は無償で甲の指定する期間内での補修または修繕を行わなければならない。また、保証期間以降であっても当然乙の責に帰する施工不良が明らかとなった場合、乙は誠意をもってその修繕にあたらなければならない。